

# 「共通商品券」

をお持ちのお客様へ



## 資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条に基づく 払戻し実施のお知らせ

### ◆ご利用終了後の未使用の商品券の取扱いについて

ご利用終了日〔平成29年10月31日(火)〕経過後の未使用商品券につきましては、「資金決済に関する法律」第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、以下のとおり払戻しを実施させていただきます。

お手数ではございますが、未使用の商品券をお持ちのお客様は、下記申出期間内に払戻しの手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

### 払戻し申出期間

平成29年11月1日(水)～平成30年1月31日(水)

※上記期間内にお申出がない場合、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

### ◆払戻の対象となる商品券

ぶらくり丁商店街協同組合発行の「共通商品券」 500円券、1,000円券、2,000円券、3,000円券、5,000円券、10,000円券、20,000円券



※注 こちらの商品券は、額面1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円、20,000円の6種類ございます。

### ◆払戻しに関する問合せ先

ぶらくり丁商店街協同組合 事務局

住所 和歌山市中ノ店南ノ丁25 電話 073-423-6912

受付時間 午前9時30分～午後4時30分まで(火・日除く)

※事前に上記事務局まで払戻し希望の旨、電話にてご連絡をお願いいたします。

### ◆申出及び払戻し方法

#### ① 商品券(未使用)をご持参される場合

必ず事前に申出日時をお知らせいただき、事務局まで商品券と印鑑をご持参ください。事務局設置の『払戻し申出書』に必要事項をご記入いただき、商品券の枚数、金額を確認の上、額面金額をその場で現金で払戻しいたします。(事前に連絡なくご持参された場合は当日中に対応出来ない場合があります。ご了承ください。)

#### ② 諸事情により商品券をご持参できない場合

住所・氏名・電話番号・商品券(券種別)の枚数・金額・振込先指定金融機関・支店名・預金種目・口座番号・口座名義・フリガナを明記した書面(書式自由)と商品券を同封し、上記事務局まで簡易書留にてご郵送ください。到着後、確認次第、指定の口座にお振込みいたします。

なお、郵送の場合は、払戻し期間の最終日当日(平成30年1月31日)消印のものまで有効となります。

※明記された個人情報は、払戻し事柄以外に使用いたしません。

### ◆払戻しができない商品券

- ① 使用済みの商品券
- ② 偽造または変造されている商品券
- ③ 破損により商品券番号の照会ができない商品券
- ④ 3分の1が滅失している商品券